（医薬品の譲渡の受領書） **第十七条**　部局長は、第十四条の規定により医薬品を譲渡するときは、当該医薬品の譲受人から次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、部局長が、その必要がないと認めるときは、譲受人から受領書を徴しないことができる。 一　譲渡する医薬品の品名及び数量 二　譲渡条件に従う旨 （譲与等の報告） **第十八条**　部局長は、第十条又は第十四条の規定により物品を譲与又は医薬品を譲渡したときは、毎会計年度、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、翌年度の六月末までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～五　（略）	（新設）
（新設）	（譲与等の報告） **第十五条**　部局長は、第九条又は第十二条の規定により物品を譲与又は譲渡したときは、毎会計年度、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、翌年度の六月末までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の規定は、令和二年一月六日から適用する。